番号： 141037
国名 ：ミャンマー
担当：東南アジア・大洋州部東南アジア第四課
案件名： 全国基幹送変電設備整備事業（環境社会配慮）【有償勘定技術支援】

１．担当業務、格付等
（１）担当業務：環境社会配慮
（２）格 付：３号
（３）業務の種類：有償勘定技術支援

２．契約予定期間等
（１）全体期間： ２０１５年１月中旬から２０１５年４月下旬まで
（２）業務Ｍ／Ｍ： 国内 ０．４０Ｍ／Ｍ、現地 ０．９３Ｍ／Ｍ、合計 １．３３Ｍ／Ｍ
（３）業務予定期間（日数）

準備期間	１次現地	１次国内	２次現地	２次国内	３次現地	整理期間
２日	１１日	２日	５日	２日	１２日	２日

※効率的に現地での業務に当たるため、実施機関との協議日程や調査の進捗状況を踏まえ、１度に長期滞在するよりも短期で複数回に分けての派遣を想定。
※第一現地派遣及び第三次現地派遣は、JICA本部ミッションへの同行を想定しているため、10.（１）①現地業務日程で組むこと。なお、調査の進捗踏まえ、第三次現地派遣は多少日程が前後する可能性あり。

３．簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法
（１）簡易プロポーザル提出部数：１部
（２）見積書提出部数：１部
（３）提出期限：１２月２４日(12 時まで)
（４）提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
提出期限時刻必着）
※2014 年 2 月 26 日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。
提出方法等詳細についてはJICA ホームページ（ホーム＞JICA について＞調達情報＞お知らせ＞「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

４．簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１）業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針　１６点

②業務実施上のバックアップ体制等　４点

（２）業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験　４０点

②対象国又は同類似地域での業務経験　８点

③語学力　１６点

④その他学位、資格等　１６点

（計１００点）

類似業務	環境社会配慮に係る各種調査（特に用地取得及び非自発的住民移転の分野）
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

５．条件等

（１）参加資格のない社等：特になし

（２）必要予防接種：なし

６．業務の背景

ミャンマーでは、近年の経済発展に伴い、年平均約 16%のペースで電力需要が増加している。同国内向け総発電設備容量は 2012 年時点で約 2,875MW と、2000 年の約 1,170MW から 2.5 倍近い電力供給力の強化が図られているものの、設備の老朽化や過負荷による停電等が頻発し、発電設備は最大出力を発揮することができていない状態にある。さらに、同国では、大規模な水力発電所が北東部に位置する一方、需要の中心は南部のヤンゴン地域にある。そのため、ミャンマー北部から南部への 230kV 基幹系統では、電圧降下が発生し、送配電ロスが 25%前後と高い損失率となっている。ミャンマーにおいて、急増する電力需要に対する電力の送電容量増加及び供給信頼度の向上のための上位電圧による 500kV の基幹送電系統の整備が急務となっている。

ミャンマー政府が策定している電力開発マスタープランや Feasibility Study（F/S）及び関連の報告書によると、500kV 送変電設備の整備は優先事項として挙げられており、円借款を活用した整備計画の要請がミャンマー政府よりあった。同要請を受けて「全国基幹送変電設備整備事業フェーズⅠ（メティラ変電所、タングー変電所の整備を事業対象とするもの、以下「フェーズⅠ」という)」では、2014 年 3 月 24 日に日本政府からミャンマー政府に対し、新規円借款の供与方針が伝えられている。さらに、北部から南部につなげる 500kV 基幹送変電設備を整備（完成）するため、フェーズⅠに続き、「全国基幹送変電設備整備事業フェーズⅡ」（パヤジー変電所、ラインタヤ変電所、パヤジー・ラインタヤ間 500kV 送電線の整備を事業対象予定とするもの、以下、「フェーズⅡ」という）の迅速な整備が必要とされている。

本業務は、ミャンマーのカウンターパート（C/P）機関である電力公社（Myanma Electric Power Enterprise: MEPE）に対するフェーズⅡの円借款審査に向けた準備にあたり「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布、以下「JICA 環境ガイドライン」）に沿って要請内容の確認を行う必要があるため、ミャンマー政府が実施した F/S 報告書及び関連資料に基づき、円借款審査に必要な環境社会配慮分野の補足的調査を行うものである。

７．業務の内容

本業務の業務従事者は、我が国による有償資金協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、同時期に派遣される調査団員（系統計画）や機構職員（JICA本部F/F、審査ミッション）等と協議･調整しつつ、環境社会配慮（用地取得・非自発的住民移転）に係る円借款案件の審査関連資料作成のために必要な以下の調査を行う。

本調査の実施にあたっては、ローカル人材を活用して円滑に業務を進めることを想定している。そのため、現地にて国際機関や機構の案件にて用地取得及び住民移転分野での調査・実施経験を有するローカルコンサルタントを雇用し、連携して情報収集・報告書（初期環境影響評価レビュー報告書、簡易住民移転計画調査報告書）作成を行う。3名2MMづつの傭上を想定し、雇用契約についてはJICAミャンマー事務所が行うものとするが、本業務従事者は、当該ローカルコンサルタントの活用に必要なTORの内容確認、必要業務内容の調整について事務所を支援するものとし、調査期間中のローカルコンサルタントの成果品の品質管理についても同時に行うものとする。

また、本業務従事者は同時期に派遣予定の業務従事者「系統計画」が行う各種取りまとめ作業に協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2015年1月中旬～2015年1月下旬）

①先方政府が実施したFeasibility Study（F/S）報告書をレビューし、特に環境社会配慮関連事項（初期環境影響評価、簡易住民移転計画）を精読し、事業の概要、フェーズⅡの位置づけ、諸課題の確認を行う。

②フェーズⅡに対し、ミャンマー政府の環境関連法規定及びJICA環境ガイドラインに沿った環境社会配慮に係る円借款事業の審査プロセスを進めていくために必要な情報や手続きを確認の上、不足しているまたは補足すべき情報を特定・整理する。

その上で、現地調査で収集すべき情報を検討し、担当分野についてミャンマー側関係機関（実施機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。

③東南アジア・大洋州部担当者との打合せに参加する。

④ローカルコンサルタントの業務内容の確認と調査方針を踏まえた必要事項の調整を行う。

（２）第一次現地派遣期間（2015年1月下旬～2015年2月上旬）

①上記（１）②の質問票について回収・整理・分析する。

②実施機関にJICA環境社会配慮ガイドラインの説明を行う。ミャンマー側電力セクターの環境社会配慮関連法規の最新情報を確認し、必要な手続き、書類等の確認と審査プロセスを整理する。

③ローカルコンサルタントとの業務内容にかかる打ち合わせ、調査業務の品質管理支援を行う。
④先方政府が実施したF/S報告書のうち、JICA環境ガイドラインに沿ったフェーズⅡの審査プロセスを進めるに当たり追加的に必要となることが想定される以下の項目について、MEPEと協議の上、必要となる資料の作成を行う。また、情報収集や必要なプロセスを関係者へのヒアリング等を通じて確認し、JICAに報告する。

【環境社会配慮】

（ア）　環境社会影響を与える事業コンポーネント概要の再整理

（イ）　緩和策（回避・最小化・代償）及び緩和策実施のための費用の再検討

（ウ）　代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討の再確認

（エ）　環境チェックリストの改訂

【用地取得・住民移転】

（オ）　用地取得・非自発的住民移転等の再確認・整理（パヤジー・ラインタヤ間の500kV送電線計画に関しては、新たに確認・整理が必要である点に留意）

（カ）　フェーズⅠの事業対象地（メティラ変電所、タングー変電所）の用地取得プロセスの再確認・課題の整理・提言

（キ）　（既に用地取得・住民移転が行われている場合）過去のプロセスの確認及びJICA環境ガイドラインとの比較・整理（適用法・規定含む）

（ク）　用地取得プロセスの確認及びJICA環境ガイドラインとの比較・整理（適用法・規定含む）

（ケ）　JICA環境ガイドラインに基づく補償・支援方針の確認（再取得価格調査を含む）

（コ）　被影響住民を含むステークホルダーとの協議の実施支援（補償・支援方針の説明、ステークホルダー協議の開催スケジュール立案、資料作成支援を含む）

※なお、ステークホルダー協議の開催スケジュールは、本業務従事者の第三次現地派遣前までに原則終えるスケジュールを組むこと。

（サ）　弱者配慮に係る支援策の再検討（貧困層、女性、先住民族、障碍者、マイノリティなどに対する配慮）

（シ）　苦情処理手続きの再確認、（機構の判断に基づき）要すれば再整理

（ス）　用地取得・非自発的住民移転の実施に係る実施機関の財源・予算配分の再確認

（セ）　実施機関よるモニタリング体制の再確認、及びモニタリングフォーム案の改訂

（ソ）　メティラ・タングー間及びタングー・パヤジー間500kV送電線に係る実施機関によるモニタリング体制、及びその実施状況の確認

⑤JICA本部から派遣されるF/F、審査ミッションに対する情報共有・専門的な見地からの助言・提言を行う。
⑥担当分野の情報収集結果を取りまとめ、初期環境影響評価レビュー報告書及び簡易住民移転計画調査報告書の加筆・修正案を作成する。
⑦第一次現地業務結果報告書の担当分野にかかる作成。
⑧ローカルコンサルタントの調査進捗確認、業務状況把握
⑨JICA ミャンマー事務所と協議・報告を行う。
⑩担当分野に関連して調査の中で追加的に調査する必要事項がある場合は、現地日程の延長もし

くは第二回現地派遣期間にて対応するよう、機構と協議した上で決定する。

（３）第一次国内作業期間（2015年2月上旬）

①第一次現地業務結果について、第一次現地業務結果報告書（初期環境影響評価レビュー報告書及び簡易住民移転計画調査報告書の加筆・修正案含む）を作成することをもってJICA東南アジア・大洋州部へ報告する。

②第一次派遣活動を踏まえた第二次現地派遣に向けて業務計画書（現状、課題を整理し、今後のアクションプラン）を作成し、JICAへ提出し、説明する。

③ローカルコンサルタントに対する調査進捗確認、業務状況把握、途中成果の確認と必要な指示内容の確認

（４）第二次現地派遣期間（2015年2月上旬～2015年2月中旬）

①第一次派遣活動に引き続き、進捗を踏まえ、上記（２）の④（ア）～（ソ）を中心に支援する。

②特にMEPE及び関係者が実施するステークホルダー協議に向けての資料作成等の準備を支援し、第一次派遣④（コ）で作成したスケジュール通りステークホルダー協議を実施しているか確認する。また、スケジュール通り進んでいない場合は、対応策等をMEPEと協議の上、検討・提言し、JICAに提出する。

③JICA本部からミッションが派遣される場合は、必要に応じて同行し、情報共有・専門的な見地からの助言・提言を行う。

④担当分野の情報収集結果を取りまとめ、初期環境影響評価レビュー報告書及び簡易住民移転計画調査報告書の加筆・修正案作成を継続する。また、左記報告書の内容を踏まえて、系統計画業務従事者の報告書とりまとめられるよう作業を行う。

⑤ローカルコンサルタントの調査進捗確認、業務状況把握

⑥JICA ミャンマー事務所と協議・報告を行う。

（５）第二次国内作業期間（2015年中旬～2015年2月下旬）

①第二次現地業務結果について、第二次現地業務結果報告書を作成することをもってJICA東南アジア・大洋州部へ報告する。東南アジア・大洋州部が面談での報告を要すると判断した場合は、帰国直後に現地業務結果報告と次回調査計画についての報告会をJICA本部にて行う。

②初期環境影響評価レビュー報告書及び簡易住民移転計画調査報告書の加筆・修正案を作成する。

③第二次派遣活動を踏まえた第三次現地派遣に向けて業務計画書（現状、課題を整理し、今後のアクションプラン）の内容を含む現地業務結果報告書を作成し、東南アジア・大洋州部へ提出し、説明する。

④ローカルコンサルタントに対する調査進捗確認、業務状況把握、途中成果の確認と必要な指示内容の確認

（６）第三次現地派遣期間（2015年2月下旬～2015年3月上旬）

①第二次派遣活動に引き続き、進捗踏まえ、上記（２）の③（ア）～（ソ）を中心に支援する。

②JICA本部から派遣されるF/F、審査ミッションに同行し、情報共有・専門的な見地からの助言・提言を行う。

③担当分野の情報収集結果を取りまとめ、初期環境影響評価レビュー報告書及び簡易住民移転計画調査報告書の加筆・修正案の作成を継続する。

④第三次現地業務結果報告書について、同時期に派遣が予定されている系統計画担当者が主として取り纏めを行うため、担当分野についてのみ作成する。

⑤ローカルコンサルタントの調査結果の確認、成果品のチェック、業務完了の確認、ミャンマー事務所への連絡

⑥JICA ミャンマー事務所と協議・報告を行う。

（７） 帰国後整理期間（2015年3月上旬～2015年3月中旬）

① 第三次現地業務結果について、第三次現地業務結果報告書を作成することをもってJICA東南アジア・大洋州部へ報告する。

② 第一次～第三次現地派遣期間の①～⑩の業務で収集された情報をもとに、JICA環境ガイドラインとの乖離を分析し、ミャンマー側が作成した環境影響調査報告書及び簡易住民移転計画の加筆・修正を行い、簡易住民移転調査報告書（最終案）案および初期環境影響評価レビュー報告書（最終案）を作成する。

③ また、住民移転調査の際に実施したローカルコンサルタントの調査結果も上記②に反映するかたちでJICAへ提出する。

８．成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

（１）第一次～三次現地業務結果報告書、各和文5部

（２）簡易住民移転調査報告書（最終案）（英文）、要約版を和文で作成

（３）初期環境影響評価レビュー報告書（最終案）（英文）、要約版を和文で作成

報告書の体裁は、（２）及び（３）については簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

９．見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）を参照願います。留意点

は以下のとおりです。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。

航空賃については、成田⇒バンコク⇒ヤンゴン⇒バンコク⇒成田を標準とする。

10．特記事項

（１）業務日程／執務環境
①現地業務日程
現地派遣期間は第一次派遣2015年1月22日～同年2月1日、第二次派遣2015年2月9日～同年2月13日、第三次派遣2015年3月2日～同年3月13日を予定しているが、業務の進捗によりある程度の日程調整は可能。
②現地での業務体制
原則として、本業務従事者及びローカルコンサルタントで現地調査を行うが、第一次及び第三次現地派遣期間（もし第二次現地派遣期間中もJICA本部ミッションを派遣することになった場合は第二次も含める）においてはJICA本部ミッションと共に実施機関との協議に参加し、連携して業務を進める。
また、第一次及び第三次現地派遣期間においては、同時期に派遣している業務従事者（系統計画）とも連携し、現地業務報告は合わせてJICA東南アジア・大洋州部に報告すること。
③便宜供与内容
当機構ミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおり。
基本的には、空港送迎、宿舎手配、車両借上げ、通訳傭上等は業務従事者本人が自身の負担で行うこと。
ア） 空港送迎
なし
イ） 宿舎手配
なし
ウ） 車両借上げ
なし
エ） 通訳傭上
なし
オ） 現地日程のアレンジ
初日のアポについては機構がアレンジ予定。二日目以降は、初日訪問時に、直接、
先方政府C/P機関と調整すること。
カ） 執務スペースの提供
なし

（２）参考資料
先方政府が実施した F/S データ・報告書について、契約締結後に提供予定。

（３）その他
①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度
ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。